

論 説

通説貸借対照表監査批判

— 学問研究に「権威」は要らない —

千代田 邦夫

はじめに

会計監査は、精密監査から貸借対照表監査へ、そして財務諸表監査へと発展した。イギリスで生育した精密監査が、1880年代にアメリカに導入されて20世紀初頭の貸借対照表監査を生み、1929年に始まる株式恐慌を直接の要因として財務諸表監査へと変貌した、というのが会計監査の大きな流れである。

その貸借対照表監査をどう捉えるかは、アメリカにおける職業会計士監査制度を研究する私にとって長い間の研究テーマであった。それは、アメリカの会計監査実践史に見られる「貸借対照表監査」と日本の文献史に見られる「貸借対照表監査＝銀行のための信用監査」との間に大きなギャップが存在していること、そして、アメリカにおいてもさほど関心をもたれていない、また日本ではまったくと言っていいほど無視されている株主宛年次報告書の財務諸表に対する外部監査がこの貸借対照表監査の時代にも確実に制度化されていたからである。

拙著『貸借対照表監査研究』（中央経済社、2008年1月）は、「アメリカ式監査＝貸借対照表監査＝銀行のための信用監査」を主張するわが国の通説の誤りを指摘した。本稿はその要旨である。

なお、本文中、敬称は省略させていただいたが、わが国の貸借対照表監査説を形成された諸先生への尊敬の念には、いささかも揺るぐところはない。改めて感謝申し上げる次第である。また、本文中の（ ）内の太字は筆者の見解である。

1. Stephen Gilman, *Accounting Concepts of Profit*, The Ronald Press Company, New York, 1939. 久野光朗訳『ギルマン会計学一上』同文館出版, 1965 (昭和40)年6月

アメリカの会計監査史において貸借対照表監査を、最も積極的に取り上げているのが Stephen Gilman (1887-1959) である。Gilman は、同国における法定監査が5年目を迎え、会計原則運動が活発になり始めた1939年、52歳の時に *Accounting Concepts of Profit* を著した。

Gilman は、貸借対照表から損益計算書への重点の移動をもたらした要因として、①株式会社の普及により多くの投資者が出現し、特に1929年の恐慌の結果、投資者保護の観点から収

益性の評価が強調されたこと、②大規模製造業の展開が製造原価への関心を高めたこと、③租税が企業の財産価値よりも所得に基礎をおいたので、収益・原価・経費・損失等の適切な算定に一層の注意を払わなければならなくなったことを挙げ、そして、「通常ならばもっと早く会計の力点を損益計算書に移動せしめたこれらの諸要因を一時的にせよ没却せしめたもの」として、貸借対照表監査が普及していたことを指摘している (pp.25-37)。

Gilmanによると、貸借対照表監査という名称は、1911年に R.H. Montgomery が *The American Business Manual* の中で、「当期の業績についてはそのまま信頼できるものとみなして主要な関心が資産と負債に向けられる監査——資産と負債は一定日における真の財政状態を正確に示しているかどうかについての監査」を、いわゆる「貸借対照表監査」と名付けたことに始まるという。そして、その翌年、Montgomery は、*Auditing Theory and Practice* を出版し、貸借対照表監査の「一般原則」(General Principles) について説明した。

「貸借対照表監査はまもなく合衆国の会計実務を支配するに至った。」それは、1917年4月号の *The Federal Reserve Bulletin* が “Uniform Accounting” という表題で、「公会計士によって証明される財務諸表のおそらく 90%以上が貸借対照表監査と呼ばれるものであるという重要な声明をつけ加えているからである。このことは、貸借対照表監査が初めて言及されてからおよそ 6、7年以内に一般に受け入れられるに至った興味ある事実を示すものである。」

この1917年の *Uniform Accounting* は翌1918年に *Approved Methods for the Preparation of Balance-Sheet Statements* と改題されたが、「1918年以後、貸借対照表監査に関する言及は次第に増加し、合衆国における専門的職業会計士の間で確固たる地位を占めるに至った。この事情を物語るものとして、連邦準備局は、1929年5月に1918年版を改訂し、*Verification of Financial Statements* を発行した。」

ところが、「1929年に始まった不況は実業界全体、なかんずく会計士達をひどい混乱におとしいれた。1932年9月22日、アメリカ会計士協会の証券取引所協力特別委員会はニューヨーク証券取引所の株式上場委員会に書簡を送り、『企業評価においては収益力が決定的に重要であり、したがって、通常は損益計算書が貸借対照表よりもはるかに重要である』と主張した。……1936年1月、アメリカ会計士協会は1929年版を改訂し、*Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants* を発行したが、その中で、多大の注意を払って貸借対照表監査についての言及を削除した。

以上の簡単な考察から、貸借対照表監査の寿命は短いものであったことが明らかである。それは、まず、1911年にその名称の下に導入され、1917年までに広く普及した。その人気は、アメリカ会計士協会が同特別委員会とニューヨーク証券取引所とで取り交わした書簡を公にするまで続いた (*Audits of Corporate Accounts*, New York, American Institute of Accountants, 1934)。

1936年1月に至って、『貸借対照表監査』という名称は、その意味が強すぎるという理由で、公式上受け入れられなくなった。」

では、いったい何が貸借対照表監査の熱狂的な人気 (enthusiastic adoption) をもたらしたのか。Gilman は、次のように言う。

「そのことに関する明快であるがおそらく不正確な説明 (the obvious but probably inaccurate explanation) は、銀行家、公会計士、および監査依頼人との三角関係に見られる (この「三角関係」という用語に注意しよう。岩田 巖がこれを利用しているからである。そして、以下の陳述があるものの Gilman もこの三角関係を否定してはいない)。その主張は、次のようなものになる。銀行家達は借主達に監査済みの財務諸表を要求した。借主達は監査料 (audit fee) ができるだけ少額の支払いですむことを欲した。貸借対照表監査は監査依頼人に対して最小の費用で必要な信用状 (credit information) を提供した。

さらに、次のように付言するかもしれない。銀行家達は監査済みの財務諸表を要求したという点で公会計士の業務が増大するのを助けたので、公会計士達が銀行家のご機嫌をとるのも当然であった、と。

このまことしやかな説明 (plausible explanation) を検討すると、それを支持すべき証拠はほとんど見出されない。確かに、公会計士のなかには新しい顧客を獲得することを期待して銀行家のご機嫌をとろうとした者があった。こういう事実はある程度依然として続いている。しかしながら、かかる慣例がそれほど広範に行われたかどうかは疑問である。公会計士は、誠実さと独立性に対する評判を職業人として常に心がけ、注意深く守ってきたのである。公会計士と銀行員が結託していた例外もないわけでないが、そのようなことは、決して一般的な慣例ではなかった。

よりあり得る説明としては、公会計士と彼の顧客との関係に見られるもので、公会計士が合理的な監査料で顧客の歓心をかおうとするのは当然で極めて正当な願望であるということである。

貸借対照表監査を回顧する際、それが不適切であったこと、そして力点のおき方が誤っていたということを指摘するだけでは、単なるあと知恵にすぎない。この監査の欠点を明らかにするには 1929 年の恐慌という厳しい教訓が必要だったのである。経費を節約したいという監査依頼人側の正当な願望は、貸借対照表監査が公然と支持され、かつその特殊な保守主義の故に銀行家に受け入れられた事実とあいまって、その短かったけれども輝かしい人気に最も関連のある要因であったように思われる。」

以下は、私見である。

(1) 1917 年 4 月号の *The Federal Reserve Bulletin* に掲載された *Uniform Accounting* の「公会計士によって証明される財務諸表のおそらく 90%以上が貸借対照表監査と呼ばれるものであるという重要な声明をつけ加えている」に関連して「90%以上」が問題視される。再掲すると、Gilman は、次のように指摘する。

“The Bulletin (*Federal Reserve Bulletin*) added the significant statement that “probably more than 90 per cent of the statements certified by public accountants are what are called balance-sheet audits.” This provides an interesting revelation of the general acceptance of the balance sheet audit within about six or seven years from the date of its first mention.”

そのブレティン (*Uniform Accounting*) は、“under present practice probably more than 90 per cent of the statements certified by public accountants are what are called balance-sheet audits, such as are described in paragraph (a) above referred to.” である。

このように、Gilman は *Uniform Accounting* が指摘する下線部分の “such as are described in paragraph (a) above referred to.” を見逃しているのである。

正しくは、「現在の実務では、公会計士によって証明された財務諸表のおそらく 90%以上は、いわゆる貸借対照表監査で、それは上の (a) のパラグラフに示すものである」となる。では、(a) とは何か？

Uniform Accounting は、「[公会計士等による] 検証済みの財務諸表は、大きく次のように分類される。(a) 帳簿の監査に基づいて証明書が発行された財務諸表。この場合には、棚卸資産の実地棚卸の立会や専門的鑑定人によるすべての資産の独立的鑑定は行われていない。(b) 棚卸資産の実地棚卸の立会やすべての資産の独立的鑑定に基づいて検証された財務諸表」。

つまり、「公会計士によって証明された財務諸表のおそらく 90%以上」は、(a) の「棚卸資産の実地棚卸の立会や専門的鑑定人による資産の独立的鑑定が行われていない帳簿をベースとする監査」を意味するのである。「90%以上」は、「いわゆる貸借対照表監査」に係るのではない。残りの 10%以下が (b) の棚卸資産の実地棚卸の立会や専門的鑑定人による資産の独立的鑑定が実施されている監査のことで、(b) も貸借対照表監査なのである。これは、決定的な誤りである。そして、この誤りを岩田が引継ぐのである (5 頁)。

(2) Gilman は、「1918 年以後、貸借対照表監査に関する言及は次第に増加し、合衆国における専門的職業会計士の間で確固たる地位を占めるに至った。この事情を物語るものとして、連邦準備局は、1929 年 5 月に 1918 年版を改訂し、*Verification of Financial Statements* を発行した」と言う。1920 年代に貸借対照表監査が合衆国における専門的職業会計士の間で確固たる地位を占めるに至ったので 1918 年版を改訂し 1929 年版を公にしたと述べているのである。貸借対照表監査に関する唯一の権威ある指針である 18 年版を監査環境の変化に対応させるために改訂したのである。しかし、このことは、1929 年版が 18 年版の意図を継承し銀

行に提出するための財務諸表の様式の標準化とその監査手続についてであることを明記しているにしても、信用監査が合衆国における専門的職業会計士の間で確固たる地位を占めるに至ったので29年版が公にされたということではない。Gilmanも、貸借対照表監査は信用監査であると正面から主張していない。ところが、Gilmanのこの一文がわが国の学者に大きな影響を及ぼすのである（6頁）。

(3) アメリカにおいては1917年頃から21年頃にかけて株主が急増し、1920年代にも引続き株主が増大している¹⁾。しかも、いわゆる「無機能株主」が増大しているのである。このような状況において、なぜ、Gilmanは株主宛年次報告書の財務諸表に対する職業会計士による監査に注目しなかったのだろうか？

2. 岩田 巖『アメリカ財務監査』産業経理協会, 1948 (昭和23)年7月, 『会計士監査』森山書店, 1954 (昭和29)年11月, 『会計原則と監査基準』中央経済社, 1955 (昭和30)年7月

岩田 巖 (1905-1955) は、アメリカの監査発展史は1932, 3年を境界として前期と後期の二つの時期に分けることができ、前期に属する監査こそいわゆる「貸借対照表監査」(balance sheet audit) であるが、それは大体1932, 3年の頃を最後として前面から後退したので、貸借対照表監査の生涯は華やかでこそあれ余りにも短かった、と言う(『会計原則と監査基準』10頁)。

その貸借対照表監査が何時頃から行われるようになったのかははっきりしたことは知られていないが、「それが幾何もなくして非常な勢で普及しはじめた。僅か数年をいわずして、監査といえば、貸借対照表監査を意味するぐらいに一般的になった」(13頁)。その根拠を、岩田は、1917年4月号の連邦準備局公報に掲載された『統一会計』(Uniform Accounting) が「現在、会計士によって検証される財務諸表の恐らく90%以上は貸借対照表監査と呼ばれるものである」と指摘していることに求めている(14頁)。

最大の問題点は、上の「90%以上」をどう捉えるかにある。この点については、岩田は原文の“more than 90 per cent of the statements certified by public accountants are what are called balance-sheet audits, such as are described in paragraph (a) above referred to” の“such as are described in paragraph (a) above referred to”を見逃しているのである。なぜか？それは、岩田がStephen Gilmanに依拠したからである。

岩田は「現在、会計士によって検証される財務諸表の恐らく90%以上は貸借対照表監査と呼ばれるものである」と指摘し、さらに、「嘗つてはアメリカで行われる監査の90%以上がこの種の監査〔貸借対照表監査のこと〕に属するとまでいわれたほど一般に普及した」と述べて

1) H.T. Warshaw, “The Distribution of Corporate Ownership in the United States,” *The Quarterly Journal of Economics*, November 1924, pp.24-25.

いるが、「90%以上」の意味を誤解している。

Gilman の誤りを岩田が日本に導入し、田島四郎が誤った Gilman を紹介し²⁾、江村 稔や日下部興市が岩田を継承し、さらに久野光朗が誤った Gilman を翻訳することによって³⁾、貸借対照表監査は 90%以上も普及し、しかも、その貸借対照表監査は信用供与判定のための監査なのだから、アメリカにおける貸借対照表監査は信用監査として一斉を風靡した、との誤った結論が導かれるのである。

次に、Gilman が「1918 年以後、貸借対照表監査に関する言及は次第に増加し、合衆国における専門的職業会計士の間で確固たる地位を占めるに至った。この事情を物語るものとして、連邦準備局は、1929 年 5 月に 1918 年版を改訂し、*Verification of Financial Statements* を発行した」と指摘したこととの関連である。Gilman は 1920 年代に貸借対照表監査が合衆国における専門的職業会計士の間で確固たる地位を占めるに至ったので 1918 年版を改訂し 1929 年版を公にしたと述べているのであって、信用監査が合衆国における専門的職業会計士の間で確固たる地位を占めるに至ったので 29 年版が公にされたと主張しているのではない。

ところが、Gilman の上の一文が岩田をして「これ〔1929 年の『財務表の検証』〕で貸借対照表監査の決定版が完成をみた」と言わしめ (16 頁)、これを受けて、後述するように、江村も「1929 年の『財務諸表の検証』は貸借対照表監査に関する決定版ともいいうるものであって、ひろく会計士に利用された」と、そして森 實も「『財務諸表の検証』により貸借対照表監査の決定版が完成を見た」と、さらに日下部も「Federal Reserve Board Bulletin, *Verification of Financial Statements*, 1929 は、貸借対照表監査の決定版として有名である」と陳述しているのである。しかも、その貸借対照表監査はわが国では信用監査である。したがって、ここでも、「アメリカ式監査＝貸借対照表監査＝信用監査」が成立するのである。

さらに、岩田は、「貸借対照表監査の発達した理由は、銀行と受信者と会計士との三角関係にこれを求めることができる (傍点筆者、3 頁)。すなわち銀行は借主から会計士の証明のある正確な貸借対照表を要求する。借主は監査料金の安いことを希望する。そこで借主には最小の費用を負担せしめるとともに、銀行には正確なる信用報告を提供するものとして貸借対照表監査が発達したのである」と断言する (18 頁)。この結論も Gilman に依拠している。

そして、「貸借対照表監査の生涯は華やかでこそあれ、余りにも短かった」、「貸借対照表監査は 1917 年頃から 1930 年頃へかけて、確固たる地位を確立した」、「1929 年の『財務諸表の

2) 田島四郎 (1902-1993) は、「米国の貸借対照表監査の発生および発展は、実に短期債権者のための信用目的にあった。同国の銀行家が企業から融資を求められたとき、会計士の証明のある貸借対照表の提示を要求したことが、貸借対照表監査の異常な発達を来したことは周知のとおりである」と断言する (10 頁)。そして、その根拠を全面的に Stephen Gilman に求めている。田島説はギルマン説の「翻訳」である。田島四郎『貸借対照表監査』同文館出版、1949 (昭和 24) 年 2 月。

3) 久野光朗訳『ギルマン会計学一上』(同文館出版、1965 (昭和 40) 年 6 月) は、「公会計士によって証明される計算書のおそらく 90%以上がいわゆる貸借対照表監査である」と訳している (41-42 頁)。

検証』の完成と同時に過去十数年にわたって占めてきた王座からの顛落がはじまったのである。あれほど全盛をきわめた貸借対照表監査がなぜ衰微するようになったのであろうか」というような下線部分の刺激的なそしてその後のわが国の多くの学者が貸借対照表監査を説明する際に用いている言葉は、Gilman が言う“brilliant popularity”，“firmly established”，“demise”，“enthusiastic adoption”の訳語である。

かくして、貸借対照表監査は「信用目的のための監査」(audit for credit purpose)、「銀行のための監査」(audit for bankers)であり、その貸借対照表監査が1917年頃までには90%以上も普及し1930年頃へかけて確固たる地位を確立したのである。つまり、「アメリカ式監査＝貸借対照表監査＝信用監査」が成立するのである。

「貸借対照表監査が銀行のための信用監査であったとすれば、その当時の株式会社における株主のための監査 (audit for stockholders) はどうなっていたであろうか。」岩田は、自身の問題提起に関して、次のように答える (22-26頁)。

「アメリカでは株主の利益を代表する監査役の機関は存在しないのであるが、しからば株主はどういう状態におかれていたであろうか。1920年代の中頃までは、同族会社は別として、株式の公開されている一般の大会社の株主はその存在がほとんど無視されていたといっても過言ではなかったのである。株主は会社の実情についてほとんど何も知らされなかった。株主に会社の財政状態を報告するしないは取締役の勝手であった。なるほど会社によってはかなり詳細な決算報告を行うところもあり、進歩的な会社では四半期報告や月報さえ発行したところもないではなかった。だがそれはごく少数の例外にすぎない。多くの会社は株主に対して業務計画も事業成績も知らせなかったのである。……

それでは当時財務表は如何なる目的で作成されたのであろうか。これには二つの目的があった。すなわち内部的には経営管理のためであり、外部的には主として銀行との間の信用関係を維持するためであった。もちろんそのほかにも株主または政府への報告、一般に対する公表等をあげることができるが、主要なるものは、経営目的 (managerial purpose) と信用目的 (credit purpose) の二つであって、前者に対しては統計的な詳しい計数を示す色々な計算表が作成され、後者に対しては会計士の証明をうけた財務表が銀行から要求されたのである。

株主に対する決算報告は法律上強制されることなく、一般的な慣行にもなっていなかったので、取締役が適当と認めた場合にのみ行われるのであるが、その場合でも普通ははなはだ簡略なものが作成されるにすぎなかった。利益配当金は取締役によって一方的に宣言されるのであるから、詳しい損益計算書を株主へ提出する必要はなかった。また株主への報告は一般的公表と同じことになるから、あまり詳しい報告をすると競争会社に利用されて会社のためにならないという理由で明細な報告はなるべく差控えられたのであった。

1910 年代は一般に前述のような状態だったのであるが、段々に実際の慣習として株主への決算報告が行われる傾向が生じ、貸借対照表のみならず、損益計算書や剰余金計算書もこれに添付されるようになってきた。概して営業成績のよい会社ほど決算報告は詳細であった。

株主への決算報告もはじめの頃は会計士によって監査をうけることはきわめて稀だったようであるが、次第に監査証明書 (accountant's report, certificate) を附与する慣習が普及発達し、1926 年の調査によると、ニューヨーク株式取引所 (New York Stock Exchange) に株式を上場した会社の 90%以上が会計士によって毎期決算報告の監査をして貰っていたようで、この調査の予想に反した結果には、会計士自身がかえって驚いたくらいであった。しかしながらこれは会社が法規によって強制されたわけではなく、会社自身の任意によるもので、会計士の責任も明確に規定されていないし、しかも依頼人が株主ではなくて会社なのであるから、どの程度まで厳正な監査が行われたかははなはだ疑問である。

1926 年 9 月号のアトランティック・マンズリー誌 (Atlantic Monthly) においてリプレイ (Ripley) が株式会社における会社の公開の必要を力説し、アメリカの監査制度をイギリスのものと対比しつつ、現状の不備欠陥を指摘して、株主は会社の財政に関する完全な報告をうける権利があることを強調したことがある。リプレイの論文はこの問題について一般の注意を喚起し、殊に会計士の多大の関心をあつめたものであった。このことから当時の株式会社の監査がおよそどの程度のものであったかを想像することができよう。」

1920 年代中頃までのアメリカにおける株主の状況や決算報告の状況等について、岩田は、「株主は会社の実情についてほとんど何も知らされなかった」、「ごく少数の例外」、「多くの会社」、「一般的な慣行にもなっていないかった」、「普通ははなはだ簡略なものであった」、「段々に実際の慣習として」、「きわめて稀」という用語を使用している。下線部分は株主宛年次報告書の財務諸表に対する外部監査の進展という視点からはきわめて重要であるにもかかわらず大雑把な指摘である。

確かに、岩田は、かなり詳細な決算報告と進歩的な会社による四半期報告や月報の実践を認めている。しかし、それらはごく少数の例外であった。そして、株主への決算報告に対する会計士の監査は、はじめの頃はきわめて稀だったようだが、次第に監査証明書を附与する慣習が普及発達し、1926 年の調査によると、ニューヨーク株式取引所上場会社〔正しくは、ニューヨーク株式取引所上場の製造会社〕の 90%以上が決算報告の監査を毎期会計士によって受けており、この調査結果には会計士自身〔G.O. May のこと〕が驚いたくらいであった、と言う。株主のための監査は、「はじめの頃」(何時頃か?) から「1926 年」に一気に飛んでいる。この間の展開については、岩田はまったく触れていない。

しかも、1926 年の調査により明らかにされたニューヨーク株式取引所上場会社に対する監

査実践は法規によって強制されたわけではなく、会社自身の任意によるもので、会計士の責任も明確に規定されていないし、しかも依頼人が株主ではなくて会社なのだから、どの程度まで厳正な監査が行われたかははなはだ疑問であると言ひ、Ripley も公認会計士監査の問題点を厳しく指摘したことからして、「当時の株式会社の監査がおよそどの程度のものであったかを想像することができよう」と監査の「質」を取り上げている。問題は、監査の質ではない。「量」の問題である。株主のための年次財務諸表に対する監査がどれだけ採用されたかなのである。

3. C. A. Moyer, "Early Developments in American Auditing," *The Accounting Review*, January 1951, pp.3-8.

1951（昭和26）年1月号の *The Accounting Review* に掲載された C.A. Moyer の論稿は、多くの日本の学者に影響を及ぼした⁴⁾。

Moyer はアメリカにおける監査は 20 世紀初めごろまでには英国式監査から脱皮して重要な第1段階に達しつつあったと言う。具体的には、監査人によるサンプリングの採用、勘定分析の活用、取引の検証のための外部証拠の採用である。そして、Moyer は、初期のアメリカ監査に影響を与えた要因の一つとして、次のように言う。

「別の重要な要因は、為替手形や引受手形による短期の借入れ方法に代わって、短期借入れのための単名手形 (single-name paper) が広範に利用されたことである。この短期の資金調達方法が信用調査 (credit investigations) のためのニーズを導いたということは重要である。これに関連して職業会計士によって行われたサービスが監査手続に影響を与え始めたのである。」

アメリカにおける信用監査の発展を主張するわが国の学者は、この要因を重視するのである。しかし、Moyer は、「単名手形の利用が信用調査のためのニーズを導き、これに関連して職業会計士によって行われたサービスが監査手続に影響を与え始めた」と指摘したにとどまっている。

単名手形の利用が銀行による信用調査のためのニーズを導いたことは確かである。そして、これに関連して職業会計士によって行われたサービスが監査手続に影響を与え始めたことも確かである。しかし、Moyer は、信用監査が普及したとは決して述べていない。「銀行による信用調査」と「これに関連して職業会計士によって行われたサービス」つまり「信用監査」との間には、時の経過が必要だったのである。そして、この論文の対象は、内容からして 1904 年

4) C. A. Moyer のこの論稿はわが国の多くの学者に引用されているが、これを最初に紹介したのは久保田音二郎である（『会計監査』春秋社、1951（昭和26）年10月、39頁）。次いで、近沢弘治が、この論稿に指摘された初期の米国会計士の数や業務内容、アメリカで発行された監査文献等を紹介している（近沢弘治「米国式監査と英国式監査（一）」『産業経理』、1953（昭和28）年9月号、91-96頁）。その後、江村 稔、山樹忠恕、森 實、大矢知浩司等もこれに依拠している。

頃までであるが、その頃にはまだ職業会計士による信用監査は行われていない。

4. Ananias C. Littleton, *Structure of Accounting Theory*, American Accounting Association, 1953. 大塚俊郎訳『会計理論の構造』東洋経済新報社, 1955 (昭和 30) 年 10 月

A.C. Littleton (1886-1974) は、67 歳の 1953 年に著した *Structure of Accounting Theory* において、「アメリカの監査」について次のように言う (pp.107-110)。

「20 世紀の最初の 10 年そして 20 年において、銀行は、独立公会計士によって監査された会計帳簿と貸借対照表を準備する借手に対して、より寛大な信用条件を付するという意図を示した。

このような状況から発生した監査の新しい意図は、過去における目的とは非常に異なったものとなり、また、監査手続も、もちろんこの変化の影響を受けることになった。銀行は借手の財務状態、すなわち負債に対する資産の状態によって判断される債務返済能力に関する保証を求めた。貸手は、売掛金と売上高の関係や売上高と回収が疑わしい売掛金との関係を知ることの必要性を痛感し、また、商品が種類や量において妥当でありかつ陳腐化したものでないかどうか、さらに、商品を売掛金に変え、売掛金を銀行借入金の返済に充当する現金に変えるのに不当な遅滞をもたらさないどうか、棚卸資産の回転率についても知りたいと希望した。

当時の公会計士は、会計士の立場として、初期において計算突合や帳簿突合に費やした多くの努力は、(1) 重要なすべての貸借対照表勘定についての分析的調査と (2) 帳簿係以上の上層権限者による虚偽記載の可能性についての分析的調査を実施することによって一層効果的に行うという確信をもつに至った。このことは、借手の貸借対照表の独立的保証を必要としていた銀行の要求にまさに合致するものであった。信用目的のための貸借対照表監査 (balance sheet audit for credit purpose) は、このような環境の結合の結果生まれたのである。

監査職能は、依然として、専門家として批判的吟味を行うことであったが、この職能を実行させる目的は変化しつつあった。焦点は、今や従業員よりもむしろ経営者に当てられるに至った。すなわち、現金勘定だけの誠実性よりも、流動負債との関連におけるすべての流動資産の誠実性ということが一層の関心事になった。また、重要な勘定の内容と変動に対して慎重な分析を行うという観点から、独立的な実証と調査の手段の追求が、取引やその記帳の多くのチェックに代わりつつあった。監査依頼人及び専門的監査人の双方の見地から、この分析的アプローチは時間当たりの高いサービスを生み出したのである。

株主によって投資された会社資産の受託責任は、監査の背後に継続して存在する最も重要な問題であった。しかしながら、アメリカにおける信用調査との関連においては、現実の支払能

力、つまり短期貸付者のための安全性の限界が重要な課題であった。もし受託責任ということがそこで問題になったとするならば、それは、債権者としての企業への短期投資についてであった。会社法の下におけるイギリスの監査においては、株主が、それが現在株主であれ潜在的株主であれ、主要な利害関係人と考えられていた。アメリカの監査においては、貸付銀行が主要な利害関係人であったのである。もっとも、このことは、監査された財務諸表によって恩恵を受ける他の人々が存在していることを否定するものではない。」

そして、Littleton は、「アメリカの監査におそらく影響を及ぼすと考える、別の重要な発展が最近において現われている」と言う（ここでいう「最近」がいつ頃なのかは明らかではないが、以下の陳述からして 1930 年代と考えられる）。「それは、受託責任を、株主対企業経営者、あるいは貸付銀行対経営者の関係以上の観点から考察しようとしているのである。経営者の受託責任についての概念は、経営者は企業に利害関係をもつすべての関与者に対してある程度の責務を負っているという考えへと拡張されつつある。企業に利害関係を有しているものは、実に広範囲に及んでいる。他方、直接の利害関係をもっている者も多い。すなわち、労働者は雇用関係において、顧客は商品やサービスにおいて、政府は税収入において、投資家は投下資本の保全と配当において、それぞれ利害関係をもっている。経営者は単一の責任を負うのではない。

ほとんど同一時期に、二つの変化が生じつつあったように思われる。一つは、上述したように経営者の受託責任についての概念の拡大であり、他は、ビジネスマンが銀行からの短期借入よりも証券市場を通じて資金を求める傾向にあるということである。後者の結果として、最も重要な会計情報を構成しているデータについての理念が、最新の財政状態（流動資産対流動負債の関係）に関するデータから、収益力の証拠（投下資本に対する期間純利益の関係）へとシフトした。このような発展に加えて、政府の収入源としての所得税の重要性が増大したことが、会計の焦点を（資本の報告としての）貸借対照表から（収益の報告としての）損益計算書へと移動させたのである。

これらの発展が監査に与えた影響は、特定の技術的手続の変化を通じてというよりも、むしろ考え方により強く反映されている。例えば、資産は現在においても周到に検証されているが、その資産の機能は、第一義的には収益を創出することであり、第二義的においてのみ債務弁済に充当されるものと認識されている。監査の結果に対して最も強い関心をもつ関係者は、証券投資家及び投資銀行である。これに反して、やや以前までは、信用調査の観点から監査について関心をもっていたのは、債権者としての商業銀行ならびに借手としてのビジネスマンであった。」

Littleton は、「20 世紀の最初の 10 年そして 20 年において、銀行は、独立公会計士によって監査された会計帳簿と貸借対照表を準備する借手に対して、より寛大な信用条件を付すると

いう意図を示した(傍点筆者)」という極めて慎重な表現で信用目的の貸借対照表監査が生まれ、それが主流になったことを認めている。

では、株主に対する受託責任はどうであったのだろうか？ それは、監査の背後に継続して存在していた最も重要な問題であったが、当時のアメリカにおける信用調査との関連においては貸付銀行が重要な利害関係人だったので、監査人の責任は短期債権者としての銀行に対するものであった。

Littleton のこのような主張からすれば、株主に対する経営者の受託責任は問題にならない。ただし、Littleton は、「もっとも、このことは、監査された財務諸表によって恩恵を受ける他の人々が存在していることを否定するものではない」とも指摘している。つまり、「恩恵を受ける他の人々」の代表として株主がいることを認識してはいる。しかしながら、Littleton も株主宛報告書に対する監査についてはまったく触れていない。

そして、「1920 年代以後、アメリカの企業は、資金の主な源泉として、短期銀行借入について従来ほど関心を払わなくなり、代わりに株式や社債のような長期証券を利用するようになった」と指摘しているが、ここでいう長期証券の利用は大企業においてのみ可能だったのである。中小企業が 1920 年代以降も依然として銀行借入に依存していた事実は否定されるものではない。

5. 久保田音二郎『會計監査』春秋社, 1951 (昭和 26) 年 10 月

久保田音二郎 (1908-1979) は、1951 (昭和 26) 年 10 月に著した『會計監査』の中で、1 箇所、岩田の『アメリカ財務監査』を引用している。それは、「モントゴメリーは 1911 年に American Business Manual, P.F. Collier and Son に監査の項目を執筆したが、そのとき貸借対照表監査という概念を用いたという (岩田 巖著, アメリカ財務監査, 7-8 頁)」という指摘である。

久保田の貸借対照表監査論の最大の問題点は、「財務諸表監査以前のアメリカ式監査=信用監査」を前提として論を進めているということである。この前提が岩田の影響を受けているのかについては定かではない。

久保田の貸借対照表監査説について、次のように評価する。

- ① 「信用監査が銀行間の競争により当初は順調には進展しなかった」との見解は正しい。しかし、1910 年代からのその進展については楽観的である。実態を見ていない。
- ② R.H. Montgomery の 5 つの貸借対照表監査の一般原則を信用監査と直接結び付けていないことは妥当である。
- ③ 「信用監査の時代においても決算書類の監査が実践されていた」との指摘は適切である。しかし、A.L. Dickinson の陳述等を理由としてその監査の「質」を問題にし、その展開

についてはまったく検討していない。監査制度の展開という視点からは、まず決算書類に対する監査の「量」的展開を捉えるべきで、監査の「質」を問題にすべきではない。この点に関しては、久保田も岩田と同じ過ちをおかしている（9頁）⁵⁾。

6. 江村 稔『会計監査』青林書院、1955（昭和30）年11月、『財務諸表監査—理論と構造』国元書房、1963（昭和38）年10月

江村 稔（1923～）は、アメリカの会計監査を、第1期は19世紀末から20世紀初めにかけての生成の時期、第2期は貸借対照表監査を基軸とする信用監査の隆盛の時期、第3期は投資者保護のための財務諸表監査が登場し確立された時代に区分している。そして、第2期の信用監査について、次のように言う（43-45頁）。

「信用監査は同時に貸借対照表監査（balance sheet audit）である。すなわち、短期信用をあたえる銀行は、取引先の債務支払能力に関心をもつが、貸借対照表が企業の財政状態あるいは財務の流動性を示しうることが理解されるに及んで、この二つは容易に結合し、商業銀行は貸借対照表を分析調査の対象とし、従って、会計士が信用監査を行うに当っては、貸借対照表の正確性を証明する貸借対照表監査が行われる根拠が生ずる。貸借対照表監査という名称ないし概念が、1911年のころから使用されるに至ったことは、アメリカ財務監査の歴史的ならびに理論的發展に鋭い考察を加えられた岩田教授が夙に考証されたところであり、また、種々の文献に徴しても断定的に結論されるところであるが（太字筆者）、以下、しばらくその要旨を述べてみようと思う。」

「貸借対照表監査なる言葉を使用したのは、モントゴメリーが最初であって、彼は1911年に発行された『アメリカ商業便覧』に掲載した『監査』に、この言葉を使用したのである。モントゴメリーは、翌1912年『監査の理論と実際』なる彼の主著において、貸借対照表監査に体系を与えるとともに、詳細な説明を附するに至った。かくして、貸借対照表監査の名付親は、モントゴメリーであるといっても、まず間違はないのであるが、それ以後、僅か数年を出でず

5) 久保田は、次のように言う（55-56頁）。

「今世紀の20年代の米国会計監査は信用監査を以って、その代表的形態であった。しかし、この時代には他の会計監査は如何になっていたのか。既に、モントゴメリーが貸借対照表監査論を提唱した頃にも、米国事業の数のうち1割は監査を受けているという見積りがあった例の如く、この時代には事業の決算書類に対する監査は、ある程度まで実施されていた。しかし、かかる決算監査は十分に監査目的を果たしていたか否かという点になると、筆者は若干の懸念をもつのである。

その理由は、当時株主総会に報告するために公認会計士などの第三者の監査を受けた会社であっても会計士を選任して、監査を依頼するのは、この頃は取締役又は会社幹部であった。そのために取締役などの業務運営の難点を指摘する意見が監査報告書にあると、選定し依頼したのが取締役又は幹部であったから、この監査は自己監査の代行にすぎぬという解釈で株主総会にそれを報告せずに葬り去ることが屢々あった。故に、決算監査はあっても、法規の不備と社会的批判の少かったことのために、株主総会、株主はこれによって充分な利益擁護をされたとはばかり断定できないからである（Dickinson, A.L. : Accounting, 1914, p.235).」

して、監査といえば貸借対照表監査を意味するほどに一般化し、1917年4月の連邦準備局公報に『現在、会計士によって検証される財務諸表の恐らく90パーセント以上は貸借対照表監査と呼びうる』と記されるようになったのである（この文節については、江村は、「岩田教授『会計原則と監査基準』10-14頁を参照のこと」と注記している。そして、下線部分もそのまま引用している。5頁。）」

「かくして、貸借対照表監査は1930年代のはじめに至るまでの間に、アメリカ的監査として広く行われるに至ったが、その原因の一つとして、貸借対照表監査の理論的内容ないし利点と並んで、監査業務の縮小とこれにともなう監査費用の節約という実際の利点のあったことをあげるべきであろう」と指摘し、「岩田教授もまた、この事情を次のように述べられている」と、岩田の以下の主張を引用する（6頁）。「貸借対照表監査の発達した理由は、銀行と受信者と会計士との三角関係にこれを求めることができる。すなわち、銀行は借主から会計士の証明のある正確な貸借対照表を要求する。借主は監査料金の安いことを希望する。そこで借主には最小の費用を負担せしめるとともに、銀行には正確なる信用報告を提供するものとして、貸借対照表監査が発達したのである。」

このように、江村は、「信用監査は同時に貸借対照表監査である」と断定し、貸借対照表監査の起源と進展、その発達の要因について、岩田に依拠して説明している。

そして、江村は、1917年の『統一会計』と翌18年の『公認貸借対照表作成方法』が信用監査の抛るべき規準となったことを指摘した後、「1929年に発表された『財務諸表の検証』は貸借対照表監査に関する決定版ともいえるものであって、ひろく会計士に利用されたのであるが、このころ、既に信用目的の監査以外の会計監査を必要とする社会的要因が生じており、折角、決定版を公けにした貸借対照表監査は、漸くすたれていくこととなった。すなわち、貸借対照表監査の完成は、皮肉にも、同時に過去数十年にわたって占めてきた王座からの顛落を意味したのであった」と述べ（45-46頁）、ここでも、岩田の用語、論調をそのまま継承しているのである。

さらに、江村は、次のように言う（53-54頁）。

「アメリカにおける会社法の規定をみると、イギリスにおいて存在する監査役の如き制度は存在していない。すなわち、株主は取締役会にすべてを委ねるのであって、取締役の監督機関は存在しないのである。このため、アメリカにおける株主は、株式会社においては、殆んど、ないしは、全く無視された状態にあり、株主総会を開催してみずから取締役を監督することも少なくなって、株主は会社の実状については何も知らず、単に取締役会の宣言した利益の配当をうけるか、ないしは、株式の売買の過程において株式を保有するかにすぎなかった（岩田説の継承である）。このような事態を生ずるに至ったことがよいか悪いかは別問題として、アメリカにおける会計および会計監査が、このような条件のもとに成育したことは注意しておくべきで

あろう。たとえば、財務諸表にしても、株主に対する提供公開は法定されておらず、また、一般的な慣行として行われてもいなかったため、財務諸表作成の目的に経営管理ないしは信用関係の維持が強調されたのは、当然であった（これも岩田が指摘するところである）。信用監査に当たって、特に貸借対照表が重要視された一半の原因は、ここに求めうるかも知れない。

しかし、かかる状態は、1920年代の中ごろまでに著しく改善されるようになり、株主に対する決算報告の慣行が確立されたばかりでなく、会計士による監査証明を附する傾向も強まっていた。1926年の調査によると、ニューヨーク株式取引所（New York Stock Exchange）に株式を上場している会社の90パーセント以上が会計士による監査をうけていたという事実があるが、この結果には、当の会計士自身も驚いたといわれている（この文節も岩田に依拠しているのであろうが、正しくは、「ニューヨーク株式取引所に株式を上場している製造会社の90パーセント以上」であり、岩田の過ちをそのまま継承している。なお、下線部分については岩田は指摘していないが、妥当と判断する）。株主に対する決算報告の提供、ならびに、会計士による監査が、かくも短期間のうちに一般化した（株主宛年次報告書の財務諸表に対する監査の展開をまったく無視しているから下線のような表現になる）理由を、適確な歴史的資料によって考証することは不可能であるが、信用監査の普及による監査への信頼性が高まったこと、ならびに、会計士の素質能力の向上による社会的地位の上昇が、これに対して相当の影響を与えていたと想像されるであろう。

このようにして、このころから株式会社に嚴重な会計監査を強制する必要があることが次第に確認されるようになったのであるが、1929年末から1931年にかけて、アメリカに甚大な影響を与えた大恐慌は、いくたの会社の倒産、そして、株主に対する損害という具体的な事件を連続的に発生せしめるに至り、強制監査の施行に対する強力な推進力として作用することとなった。すなわち、会社の破産や破綻は、たとえ、やむをえない経済的原因によるものであっても、その結果、株主や一般投資者に甚だしい損失を生ぜしめたのは、一つには、会社の会計報告が故意に粉飾されて作成され、また、投資家大衆はこれをそのまま信頼していたという事実によるものとされたのである。従って、一方においては、公開された株式会社の会計を強制的に監査する制度を確立し、他方には、会計処理の基準を確立するとともに、投資者の会計的知識を涵養することの必要が確認されることとなった。ここに、大恐慌を契機として、強制監査における監査の規準が考えられるとともに、会計原則の設定が時を同じくして問題となった所以がある。」

江村は、「信用監査は同時に貸借対照表監査」であるとの信念に基づき、その貸借対照表監査の発達と株主の状況等については岩田に全面的に依存し、「アメリカ式監査＝貸借対照表監査＝信用監査」を構築している。信用監査の実態を見ていないと言わざるを得ない。

7. 森 實「米国における生成期の監査報告書について」『経済論叢』(香川大学)第 32 巻第 2 号, 1959 (昭和 34) 年 7 月, 62-81 頁。「米国における監査報告書の発展 (一) (二)」『経済論叢』第 33 巻第 2 号, 1960 (昭和 35) 年 7 月, 41-81 頁, 第 33 巻第 5 号, 1961 (昭和 36) 年 1 月, 1-33 頁。

森 (1932 ~) は、「1930 年代の米国証券取引委員会による法定監査が実施されるまでは米国では会社経営者の自由意志〔思〕により採用されたので種々の目的の会計監査が行われた」と言う。つまり、不正・誤謬摘発のための監査、会社の買収・合併のための監査、信用目的のための監査、株主保護目的の監査等である。そして、「これらの監査は、実際はある程度同時並行的であった」(この指摘は重要である)が、主流は信用監査であった。

主流と位置付ける信用監査について、森は、次のように述べている(「米国における監査報告書の発展 (一)」57 頁)。

「1920 年頃まで会社にとって株主へ会計報告を行なうことが必要であるとせられる程には株主が重要視されてはいなかったし、従って又会計監査を行なう必要もあまり認められていなかった。……それではその当時米国で行なわれた会計にはどのような目的があったのであるか。」

そこで、森は、岩田の説を引用する(『会計原則と監査基準』22 頁)。「これには二つの目的があった。すなわち内部的には経営管理のためであり、外部的には主として銀行との間の信用関係を維持するためであった。……前者に対しては統計的な詳しい計数を示す色々な計算表が作成され、後者に対しては会計士の証明をうけた財務諸表が銀行から要求されたのである。

当時の企業会計がこのような目的をもっていたことは当時の企業の資本調達方法を反映したのに他ならない。即ち当時の会社と銀行とは密接な関係を持ち、銀行は会社の設立の際の証券発行の引受けをなすことはいうまでもなく、会社が規模を拡張するための資金を融通し、更に運転資本さえ供給していたし、更に会社の更生、或は清算の場合の全ての段階に立会い指導的な立場にあった。このような状態であったので、会社は資金の必要が生じた時は証券市場に行くよりも銀行でこれを求める傾向にあったのである。このような状態は 1920 年代に入るまで続いていた (T.C. Cochrane, *The American Business System*, pp.80-94)。従って銀行は会社にとり非常に密接な利害関係者として現われることになり、そこでそのことは会社の会計に反映して来るのは当然である。即ち会社が銀行より資金の供給を受ける場合会社の資産内容が健全であり、充分債務弁済能力の資力があることを会社の財務諸表により銀行に示す必要があるのである。

特に短期金融を受けるときこのことは一層切実な要求として現われる。米国では今世紀初頭より短期金融方法として為替手形や商業手形等に代わって単名手形が非常に多く用いられるようになったので、手形作成者の資力を調べて信用を授与すべきか否かを定めるために信用調

査が生じてきた（C.A.Moyer, “Early Developments in American Auditing,” *The Accounting Review*, Jan. 1951, p.8.）。ここに信用調査に関連して会計監査が利用され、信用監査という信用調査目的の会計監査が現れたのである（銀行による信用調査の進展と会計士による信用監査の進展との間には“期間的なギャップ”が存在していることを認識しなければならない）。ここに英国式の会計監査とは異なっただけの貸借対照表監査が信用監査の一つの形として現われて来た。……

信用監査が特に重要であったのは今世紀初頭より 1910 年代までであり、1920 年代にはもう他の監査目的の方が重要になりつつあった。1920 年代になると企業の資金の調達には整備された証券市場を利用することが可能になり、銀行の短期信用に依存することが相対的に少なくなったので、証券投資家保護の会計監査に重点が置かれる社会経済の状態になって来ていたのである。…… 1929 年に『財務諸表の検証』（*Verification of Financial Statements*）が出されたのであるが、内容的には 1917〔1918〕年の『貸借対照表作成の公認方法』のほとんど全部を受けついでのものである。所が、『これで貸借対照表監査の決定版が完成を見たわけであるが、皮肉なことにその完成と同時に過去十数年占めて来た王座からの顛落がはじまったのである。』（岩田 巖, 前掲書, 18 頁）といわれる如くに、1927〔1929〕年当時に会計監査の背景が移り代わってしまっていたのである。」

森は、信用監査について、C.A. Moyer や岩田等の文献により組み立て、その実践と展開については見ていない。また、株主保護目的の監査が行われていたとの重要な指摘も、久保田と同様、A.L. Dickinson に依拠し、その監査の効果に疑問を投げかけることによって⁶⁾、それが 1900 年代から 1930 年代にかけてどう展開したかについては、まったく触れていない。

8. 山榊忠恕『監査制度の展開』有斐閣、1961（昭和 36）年 2 月、第 6 章 アメリカにおける監査制度の展開、第 8 章 イギリス的監査とアメリカ的監査

山榊忠恕（1922-1984）も、19 世紀末葉から 1920 年代におけるアメリカの貸借対照表監査は銀行のための信用監査であったことを肯定している。

山榊は、単名手形を短期の資金融通のために利用する慣習が一般化するに至ったことから、1895 年にニューヨーク州銀行協会の理事会が、1896 年にはペンシルヴェニア州の銀行協会と与信者協会とが、その会員に対して受信を希望する商人をしてそれぞれその推奨する標準形式

6) 「会計士に依頼して決算の会計書類の監査を行なわせたとしても、全てが満足であるとの証明が得られれば問題がないが監査人が取締役の業務活動について何らかの欠陥を指摘した報告書を作成すれば、取締役は株主総会をも又支配している故にこのような自己に不利になるような監査報告書は発表せずにすませることが出来るのである（A.L. Dickinson, *Accounting Practice and Procedure*, 1914, p.235）。このような場合には会計監査の効果は全く失われてしまうのである。」

の署名入り貸借対照表を提出せしめるように勧告し、さらに 1909 年にはアメリカ銀行協会が仲買人から手形を買取の場合に独立の公会計士により監査を受けた計算書類ならびに貸借対照表を用意する者を優先的に取り扱うことを会員銀行に奨励することを決議したことから、各銀行が共同して信用監査 (audit for credit purpose) の徹底に乗り出す機運になったと指摘し、このような経緯のなかに、同国における信用調査ないし信用監査の端緒を見ている。

さらに、1914 年に連邦準備制度によって 12 の連邦準備銀行に再割引を仰ぐ銀行から 5,000 ドル以上の手形借入を行なおうとする企業に対しては、当該銀行に対し財務諸表を提出しなければならないことになったので、信用目的のための財務諸表の作成ならびにその監査が更に一段と普及をみるに至った。そして、1917 年には連邦準備公報が『統一会計』を発表し、翌 18 年にはこれが『貸借対照表の作成に関する承認された方法』と改題されたのであるが、これは 29 年 5 月にその改訂版として『財務諸表の検証』が公表されるに至るまでのあいだ、長く会計士達のために信用監査の指針の役を果たした、と言う。

信用監査に関する山榎の説明は「通説」であり、しかも、信用監査の展開のテンポが速い。著名な文献を組み立てているだけで、実態を見ていない。

山榎の主たる関心は、「貸借対照表監査＝信用監査」を肯定した上で、貸借対照表監査の性格に焦点を当て、それを「固有の意味における貸借対照表監査」と「拡張された貸借対照表監査」に分類し、これらを「監査の正統な流れ」の中でどう位置付けるかにある。前者の固有の意味における貸借対照表監査は信用監査である。この固有の意味における貸借対照表監査は、「前世紀末葉のアメリカで抬頭をみ、爾来、今世紀の 10 年代にかけて一世を風靡した。」なぜ今世紀の 10 年代にかけて一世を風靡したかについては山榎は明言していないが、それは、文脈からして 1917 年に連邦準備局から『統一会計』が信用監査の指針として公表されたからである。そして、山榎は、この固有の意味における貸借対照表監査は監査の正統な流れ（簿記会計の構造ないしプロセスをなによりも尊重し、これに即し、帳簿ないし取引中心に期首から順次期末におよぶ継続的・追跡的な監査方式」と定義する）においては、「時代と会計常識とに逆行した財産目録的貸借対照表監査である」と位置付ける。

また、山榎は、次のように指摘することによって、株主宛年次報告書の財務諸表に対する監査については、全く触れていない (135-139 頁)。

「いまここで問題にしているアメリカにあつては、各州の会社法がイギリス法を承継した際に、マサチューセッツ州のそれを唯一の例外とするほかは、監査役の制度を導入しなかった。つまり、アメリカでは連邦制度がとられており、各州に立法権があることから、1896 年にニュー・ジャージー州が自州に会社を誘致するために会社設立規定を緩和したことに端を発し、各州が競ってなるべく寛大な色彩の立法を企て、この 20 - 30 年ごろまでは、一般株主の存在が無視

され会社の実情についても、ほとんど知らされておらず、まことに驚くべきことには、株主に会社の財政状態や経営成績を報告するかしらないかさえも、ときとして取締役の自由に委ねられていたほどであったという。」

下線部分についてはおそらく岩田に依拠しているのであろう。山樺にしては粗い議論である。

9. 日下部與市『新会計監査詳説』中央経済社、1962（昭和37）年5月

日下部與市（1928-1975）は、「イギリスで育成し、長い伝統を誇った精密監査の方式が、19世紀末葉に新大陸たるアメリカに導入されて今世紀初頭の貸借対照表監査を生み、1929年に始まる世界恐慌の洗礼をうけて財務諸表監査へと変貌した」と指摘し、貸借対照表監査（balance sheet audit）について、次のように言う（35-37頁）。

「貸借対照表監査は『アメリカ式監査』ともいわれるように、1910年代から1930年代にかけてアメリカで非常に発達した監査形態であって、貸借対照表上の諸項目の正否を確かめ、企業の財政状態や信用能力の判定に資することを目的とした信用目的監査である。ここでは精密監査のようにすべての取引の精査を行わず、上記の目的を達成するために必要な範囲において会計記録の試査を行い、併せて一部の損益項目を監査するのである。」

そして、貸借対照表監査が発達した理由を、①内部牽制制度の確立により精密監査を行う必要がなくなったこと、②試査の採用により監査費用が節減されたこと、③銀行から貸借対照表監査の要請があったことを挙げている。曰く。「当時アメリカでは、信用経済の発達によって銀行から融資をうける会社が多くなっていたが、短期授信者たる銀行の関心事は、収益力の大小よりも支払能力の強弱や企業の安全性にあり、それは主として貸借対照表によって判定しうるところから、銀行は融資先に対して職業監査人による監査をうけた貸借対照表の提出を要求した。銀行の経済界における発言力を考えると、この第3の理由こそ貸借対照表監査を発達せしめた最有力原因と思われる。……」

それゆえ、貸借対照表監査の性格を極言すれば、実に『銀行のための信用貸借対照表の監査』であるといえる。この目的の局限性は、或る意味では貸借対照表監査の宿命ともいべきものであって、1920年代の全盛期を急速に築き上げた原因であると同時に、また1930年代に至って、その王座を次の財務諸表監査に譲らざるを得なかった理由でもある⁷⁾。」

7) 日下部は注記で、「貸借対照表監査の発展および特長については、S. Gilman, *Accounting Concepts of Profit*, 1939, p.31 et seq.（片野一郎監訳、久野光朗訳『ギルマン会計学』上巻、昭40、同文館、39頁以下）および岩田巖著『会計原則と監査基準』昭30、中央経済社、第1章に詳しい」と記している。このように、日下部はGilmanと岩田を並列して紹介しているが、岩田の貸借対照表監査説はGilmanに依拠していることを知っていたのであろう。

日下部は、アメリカ式監査と言われる貸借対照表監査は、イギリス式の精密監査を受け継ぎ、財務諸表監査へと展開していく過程の 1910 年代から 1930 年代にかけて、銀行が会社の信用能力を判定する手段として貸借対照表に職業会計士による監査を要請したので発達したと主張する。

そして、貸借対照表監査の性格について、「極言すれば」と慎重な用語を用いつつ、それは「実に『銀行のための信用貸借対照表の監査』である」と断言している。また、「貸借対照表監査の目的の局限性は、或る意味では貸借対照表監査の宿命ともいべきものであって、1920 年代の全盛期を急速に築き上げた原因であると同時に、また 1930 年代に至って、その王座を次の財務諸表監査に譲らざるを得なかった理由でもある。」や「貸借対照表監査を体系的に説いた最初の書物は、R.H. Montgomery, *Auditing Theory and Practice*, 1912 であって、著者のモンゴメリーは貸借対照表監査の名付け親といわれる。また、Federal Reserve Board Bulletin, *Verification of Financial Statements*, 1929 は、貸借対照表監査の決定版として有名である」と指摘することによって、Gilman と岩田の“キーワード”を継承している。なお、日下部も、株主宛報告書の財務諸表に対する職業会計士による監査については一切触れていない。

日下部の『新会計監査詳説』は昭和 30 年代後半から 40 年代を通して、大学における監査論のテキストとしての“ベストセラー”である。「アメリカ式監査＝貸借対照表監査＝信用監査」という「通説」が多くの読者に誤って伝えられたことは否定できない。

10. 大矢知浩司『会計監査——アメリカにおける生成と発展』中央経済社、1971 (昭和 46) 年 11 月、第 3 章 信用監査と貸借対照表監査、第 5 章 株主保護監査の先駆的形態 (1) — US スチールの営業報告書 (1901~1930 年) を中心として、第 6 章 株主保護監査の先駆的形態 (2) — ノーフォーク・アンド・ウェスタン鉄道会社の営業報告書 (1897~1920 年) を中心として

大矢知浩司 (1937 ~) は、「貸借対照表監査は、アメリカにおける銀行の早くから採用している短期的債務返済能力の判定、つまり信用調査手段として借主に貸借対照表を提出せしめた実務に端を発するものである。この提出する貸借対照表の監査が信用監査と称されるものであり、かかる信用目的のための貸借対照表の監査を、他目的にも適合できるように理論的に体系づけたものが貸借対照表監査である」と言う (60 頁)。

つまり、単名手形が一般化するのに伴い、1895 年のニューヨーク州銀行協会や 1908 年のアメリカ銀行協会が信用監査に好意的態度を示し、また、連邦準備制度の下での手形の再割引との関係で連邦準備局が 1917 年に『統一会計』を発表したことにより信用監査が発達した。

「19世紀末から20世紀10年代までは、企業は主として単名手形による短期金融方式をとっていた。したがって、借主である企業の短期返済能力を観察する糸口を提供する貸借対照表を銀行が最も重要視したものである。具体的にいえば、借入金の短期返済能力は期間利益よりも、むしろ棚卸資産の販売能力を中心とする流動性に規定されると考えていたのである。……しかしながら、1920年代に入るや、従来の短期金融方式は急速に衰退をたどりはじめる。1920－21年、1924年、1927年、1929年の不況による企業活動の停滞、それに伴う価格下落、鉄道網の発達による仕入方法の変化、流動性強化に対する企業の異常なまでの努力等がその原因である。……かくして、短期金融以外の資金源泉、すなわち棚卸資産の価格変動の影響を直接うけない長期資金を求めはじめた。その一つは自己金融であり、他は証券市場における長期証券の発行である。もっとも、この転換は直ちに可能ではなく、その後の景気回復と企業の繁栄、株式市場の整備を待たねばならなかったが、ともかく、大企業では、臨時に、しかも短期間しか銀行信用を利用しないようになってきたといわれる。」

「貸借対照表監査は、その経済的基盤である企業の金融方式の構造的変化につれて、その範囲を拡大してきた。すなわち、その目的である信用目的から投資家保護目的への変遷に規定されて、短期流動性から収益性の確認へとその指向を拡大してきたのである。この収益性確認への指向は、とりもなおさず損益計算書の重視、換言すれば損益計算監査に他ならない。ギルマンは、この傾向に着目して、次のように述べている。『貸借対照表監査が短命であったことは明らかである。貸借対照表監査は1911年に独特の表題の下にはじめて紹介され、1917年に広範な人気を博した。この人気は会計士協会特別委員会と証券取引所委員会との交換書翰発表まで続いた。1936年1月貸借対照表監査という用語は、少なくとも強い意味において公式的に否認されたのである（Stephen Gilman, *Accounting Concepts of Profit*, New York, Ronald Press Co., 1939, pp.35-36.）。』

一方で、大矢知は、「20世紀初頭、イギリスが『1900年の会社法』（Companies Act of 1900）による株主保護監査の道を歩むのに対し、アメリカにおいてはUSスチールにおける外部監査の採用を契機として、優良企業が自発的に外部監査を採用しはじめるのは注目に値するものである。信用監査はなやかなりし当時、一方では『1933年の有価証券法』の株主保護監査につながる素地がつかわれていたことになる」とも言う（83-84頁）。

そして、当時の代表的産業である鉄鋼業と鉄道業に属するUSスチール（United States Steel Corp.）とノーフォーク・アンド・ウェスタン鉄道会社（Norfolk and Western Railway Co.）に対する公認会計士監査を、SEC監査に通じる株主保護監査の先駆的形態の事例として位置付け、両社の営業報告書を分析している。

また、Roger Barton が調査した株主保護目的の外部監査の実施時期を表示している。こ

の表は、アメリカ監査制度発達史の上から重要である (Roger Burton, “Independent Audits for Investors,” *The Journal of Accountancy*, August 1933, pp. 91-101)。

大矢知は、「アメリカ式監査＝貸借対照表監査＝信用監査」を支持している。このいわば“フレームワーク”を前提に、それを支える文献や資料、特にニューヨーク州銀行協会の書込式ステートメントや R.H. Montgomery の *American Business Manual* (1911 年)、『統一会計』(1917 年) と『公認貸借対照表作成方法』(1918 年) の下書きとなった J.C. Scobie の『貸借対照表監査の覚書』、さらに 1920 年代から 1930 年代初頭にかけて企業の長期資金調達や金融機関の貸付状況の調査等を丁寧に検討している。しかし、信用監査の展開についてはその実態を見ていないので、「信用監査が順調に進展した」「一般化した」という誤ったイメージを与えている。

一方で、株主保護目的の外部監査の展開をアメリカ監査制度発達史において明確に位置付けている点は高く評価される。しかし、残念ながら、それは、US スチールとノーフォーク・アンド・ウェスタン鉄道会社の営業報告書の検討と Roger Burton の調査の紹介で終わっている。

おわりに

岩田は、『アメリカ財務監査』(昭和 23 年) で次のように述べた (12-14 頁)。

「抑々監査といふ手続は、通説によると、特殊の目的を有するものではなく、一般的に会計記録の正否を明かにするのみであって、特別の目的をもつものは『調査』と称して監査とは区別されている。即ち調査は目的が特殊的であり、確定的であるに反して、監査は目的が一般的で確定的でないといふのである。従って、貸借対照表監査もただ現実の資産負債の状態を正しく表現するか否かを検査するのみで、特別の目的を豫想するものではないといふことになる。

然しながらかういふ先入主に囚はれるかぎり、貸借対照表監査の本質は捉へることはできない。なるほど監査技術それ自体としては何等特定の目的をもたぬかのごとくであるが、その発達の現実的地盤を考察するとき、貸借対照表監査がその背後から特定の目的に促されて発達したばかりでなく、それによって範囲と方向が限定されていることは明かであって、この目的にかかはらしめてはじめてその本質を把握することが可能となるのである (下線筆者)。

然らば貸借対照表監査の目的とは何かといふと、それは『信用目的』^{クレジットパーパス}にほかならない。米国では銀行が事業会社との信用関係を維持するため、またはこれを拡張する場合に受信者の貸借対照表を分析して信用能力を判定する慣習が早くから発達してきたが、この場合の貸借対照表の正確性を検査する方法として、貸借対照表監査が発達したのである。即ちこの種の監査は信用貸借対照表の検査であり、銀行のための監査なのである。短期信用を與へる銀行が取引先の

債務支払能力を問題にしたからこそ、流動性関係を示す貸借対照表が分析調査の対象となったのであり、公共会計士が銀行のために貸借対照表の正確性を証明することを依頼されたからこそ貸借対照表を中心とする監査が行はれるやうになったのである。」

そして、翌 24 年の論稿『貸借対照表監査の限界』（『企業会計』昭和 24 年 8 月号）でも、次のように主張した。

「通常、監査とは特殊の目的をもつものではなく、一般に会計の正確性を検査することを以て目的とするといわれている。特殊の目的をもつものは調査といって監査と区別するのである。従って貸借対照表監査も貸借対照表が実際の財政状態を正しく表現するか否かを検査するのみで、特別の目的を目指しているものではないということになる。しかしながらかかる観念に拘泥するかぎり、この監査の実体を理解することはできない。その発生地の地盤と発達の背景を顧みるとき、これは特別の目的を担って発生したばかりでなく、監査の技術方法もそれによって範囲と方向が限定されているのである（下線筆者）。

しからばその特殊の目的とは何かというとそれは所謂『信用目的』^{クレジット・パーパス}である。米国では銀行が事業会社と短期信用授与の関係を維持するため、またはこれを拡張する場合、会社をして貸借対照表を提出せしめ、これを分析して信用能力を調査することが早くから行われてきた。この場合の貸借対照表を会計士が監査する方法として、この貸借対照表監査と呼ばれる監査技術が発達したのである。この監査は信用貸借対照表の監査であり、銀行のための監査である。かくて与信者が受信者の信用能力を問題にしたからこそ、企業財政の流動性関係を最もよく表示する貸借対照表が分析対象として選定されたのであり、会計士が与信者のために貸借対照表の正確性を証明することを依頼されたからこそ、主として貸借対照表を対象とする監査が発達したのである。」

さらに、岩田は、『会計原則と監査基準』（昭和 30 年）においても、『アメリカ財務監査』と「貸借対照表監査の限界」における主張を繰り返し強調したのである。

「そもそも監査という手続は、通説によると、特殊の目的を有するものではなく、一般的に会計記録の成否を明らかにするのみであって、特別の目的をもつものは『調査』（investigation）と称して監査とは区別されている。すなわち調査は目的が特殊的であり、確定的であるに反して、監査は目的が一般的で確定的でないというのである。したがって、貸借対照表監査もただ現実の資産、負債の状態を正しく表現するか否かを検査するのみで、特別の目的を予想するものではないということになる。

しかしながらこういう先入主に囚われるかぎり、貸借対照表監査の本質は捉えることはできない。なるほど監査技術それ自体としては何等特定の目的をもたぬかのごとくであるが、その発達の現実的地盤を考察するとき、貸借対照表監査がその後から特定の目的に促されて発達したばかりでなく、それによって範囲と方向が限定されていることは明らかであって、この目

的にかかわらしめてはじめてその本質を把握することが可能となるのである。

しからは貸借対照表監査の目的とは何かというと、それはいわゆる『信用目的』(credit purpose) にほかならない。アメリカでは銀行が事業会社との信用関係を維持するため、またはこれを拡張する場合に、受信者の貸借対照表を分析して信用能力を判定する慣習が早くから発達してきたが、この場合の貸借対照表の正確性を検査する方法として、貸借対照表監査が発達したのである。すなわちこの種の監査は信用貸借対照表の検査であり、銀行のための監査(audit for bankers)なのである。短期信用をあたえる銀行が取引先の債務支払能力を問題にしたからこそ、流動性関係を示す貸借対照表が分析調査の対象となったのであり、会計士が銀行のために貸借対照表の正確性を証明することを依頼されたからこそ、貸借対照表を中心とする監査が行われるようになったのである。」

岩田は、「アメリカ式監査＝貸借対照表監査＝銀行のための信用監査」を構築するために、上の下線部分を強調するのである。そして、言う。

「然しながらかういふ先入主に囚はれるかぎり、貸借対照表監査の本質は捉へることはできない」、「かかる観念に拘泥するかぎり、この監査の実体を理解することはできない」、「こういう先入主に囚われるかぎり、貸借対照表監査の本質は捉えることはできない。」

これらの語句は、威圧的である。岩田の「権威」からすれば、後に続く学者は、「アメリカ財務監査の歴史的ならびに理論的發展に鋭い考察を加えられた岩田教授が夙に考証されたところであり」(江村 稔, 13 頁)ということになり、ただただ平伏するだけである。

かくして、文献の上で組み立てられたアメリカの貸借対照表監査は「信用目的のための監査」(audit for credit purpose)、「銀行のための監査」(audit for bankers)であり、その貸借対照表監査が 1917 年頃までには 90%以上も普及し 1930 年頃へかけて確固たる地位を確立したのである。

岩田は、1948 (昭和 23) 年に設立された企業会計審議会の委員として「企業会計原則」の制定に尽力され、さらに、1956 (昭和 31) 年末に公表された「監査基準」の制定に主査として奮闘された。監査制度に関する岩田の最大の関心は、新たな日本の公認会計士監査制度はいかにあるべきか、監査基準や監査手続はどうあるべきかであった。

そこで、岩田は、アメリカにおける 1930 年代以降の強制監査制度たる財務諸表監査の動向に焦点を当て、証券取引委員会 (SEC) の監査制度や会計原則と監査基準等について論じている。新たな会計・監査制度の最大の課題は、「投資者保護」のための「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の継続的適用」であり、監査手続的には、「原則と方法の照合」と「継続性の吟味」である。

岩田は、わが国の法定監査制度の骨格、つまり、「投資者保護」と「原則と方法の照合」並

びに「継続性の吟味」を明らかにするために、それとの対比において、アメリカにおける法定監査以前の貸借対照表監査の特徴を「銀行のための監査」と「事実の記録の照合」並びに「安全性の吟味」として強調したのである。

岩田は、次のように述べている（8, 11 頁）。

「ここではアメリカの財務監査制度の概要を略述したいと思うのであるが、その前に過去半世紀にわたるアメリカにおける財務監査の発展の跡を簡単に顧みておく必要がある。というのは、その発展過程は二つの段階に区切ることができるのであって、第二の段階がここで問題とする株式会社の強制監査時代に相当するのであるが、これを理解するには、第一の段階〔貸借対照表監査〕についても多少の予備知識を要するからである。」

「貸借対照表監査の手続の詳細はすでに屢々紹介、論述されているところであるから、改めてここに繰返す必要はないが、ただここで特に指摘しておきたいと思うのは、この貸借対照表監査が当のアメリカにおいて今日では、もうすでに時代遅れの過去の遺物になっているということである。嘗つてはアメリカで行われる監査の 90%以上がこの種の監査に属するとまでいわれたほど一般に普及したものが、現在では全く凋落して、昔日の面影をとどめていないのである。」

岩田にしてみれば、「貸借対照表監査は嘗つてはアメリカで行われる監査の 90%以上がこの種の監査に属するとまでいわれたほど一般に普及したのであるが、現在では全く凋落して、昔日の面影をとどめていない過去の遺物なのである。」だから、貸借対照表監査については「多少の予備知識で」よかったのである。

もっとも、岩田の Gilman に依拠し文献の上で組み立てた貸借対照表監査観は一方的に批判されるのではない。岩田自身は職業会計士監査制度の実践的展開についてはさほど関心がなかったからである。問題は、後に続く学者が岩田の「権威」に平伏し、岩田の見解を盲目的に取り入れたことにある。A.C. Littleton についても同じ見方ができる。わが国の学者は、自らの主張を裏付けるために Littleton の「権威」を都合よく利用しているのである。

19 歳のゼミナールの選択のとき、「会計は理論ではなく技術である」と言う友人の言葉に迷った。「大学のゼミで技術を学ぶなんて意味がない」とも考えた。そのときに、黒澤 清教授が「会計学が学問として成立しているかについては、自分でも“イエス”と応える自信がない。しかし、自分は会計を『学問』たらしめるために努力している」と言われた言葉に勇気付けられた。

それから、約 45 年後の現在、「監査」は「論」として「学」として成立しているのだろうか？ “イエス”と言う自信がない。しかし、「監査」を「論」とすべく、「学」とすべく、大学人や実務家がそれぞれの立場で努力していることは確かである。その際には、「権威」は要らない。

